

第3次東松山市環境基本計画の見直しについて

本計画は、本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り育てるための基本的な考え方や取組の方針を総合的かつ計画的に推進することを定めたもので、令和3年（2021年）4月に策定した。

令和8年（2026年）4月に本計画の策定から5年を経過するにあたり、生活環境や社会情勢、政策方針の変化などに対応するため、また策定を控えている第6次東松山市総合計画や、本計画と同様見直しを行う東松山市ごみ処理基本計画との整合性を図るため、本計画の見直しを行うもの。

【計画期間：令和3（2021）～令和12（2030）年度】

<主な見直し箇所>

- 1 各種図やグラフなどのデータの反映と、それに伴う文章の見直し
策定から5年経過するにあたり、最新データの反映
- 2 二酸化炭素削減基準見直し
国の地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比マイナス46%にするという削減目標に見直ししていることに伴い、本市の削減目標等の見直し
- 3 第6次東松山市総合計画の策定を控え、その計画と整合性を図るための見直し
第6次東松山市総合計画において掲げる予定の、成果指標を追加
- 4 東松山市ごみ処理基本計画の見直しを控え、その計画と整合性を図るための見直し
環境目標Ⅱを全面的に見直し
- 5 現時点で達成している成果指標数値の見直し

2. 計画の位置づけ

本計画は、東松山市ごみ処理基本計画や東松山市みどりの基本計画、東松山市都市計画マスタープランなど他分野の行政計画と連携・補完しつつ、本市の最上位計画である第^六次東松山市総合計画を具体化する個別計画として位置づけます。また、新たに策定する東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包し、本計画の部門別計画として位置づけます。

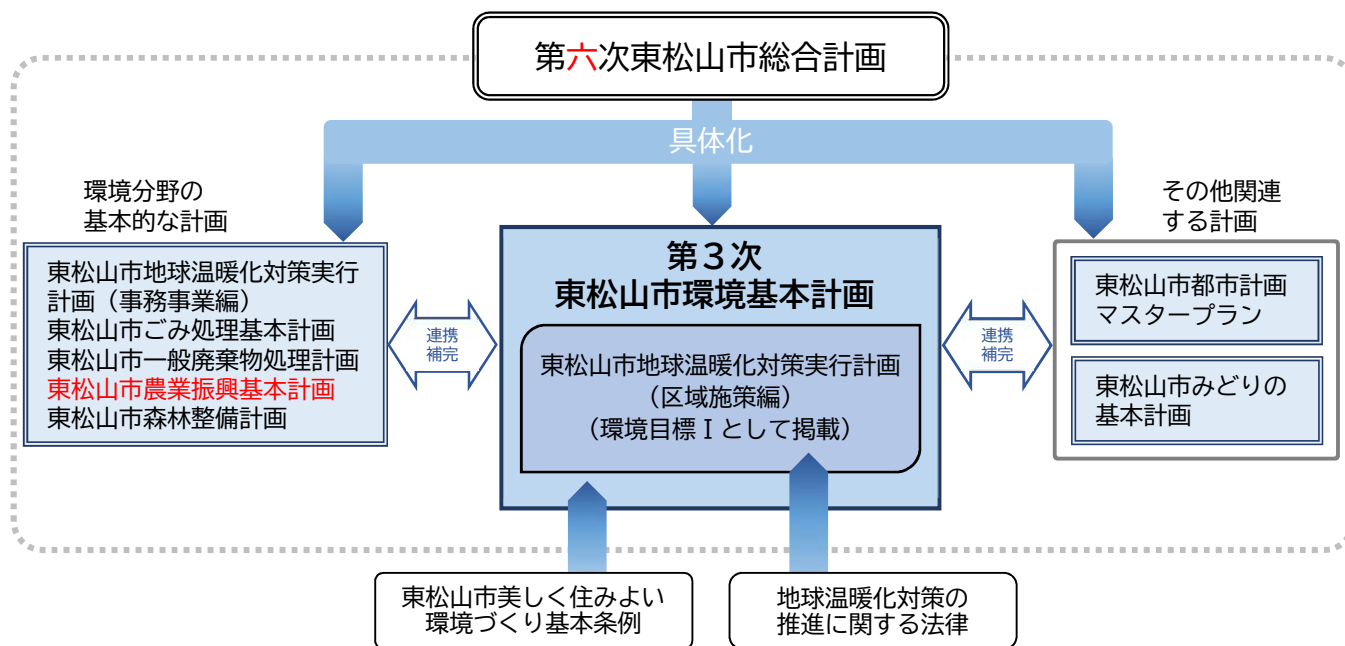


図1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、2021年4月（2021年度）から2031年3月（2030年度）までの10年間とします。

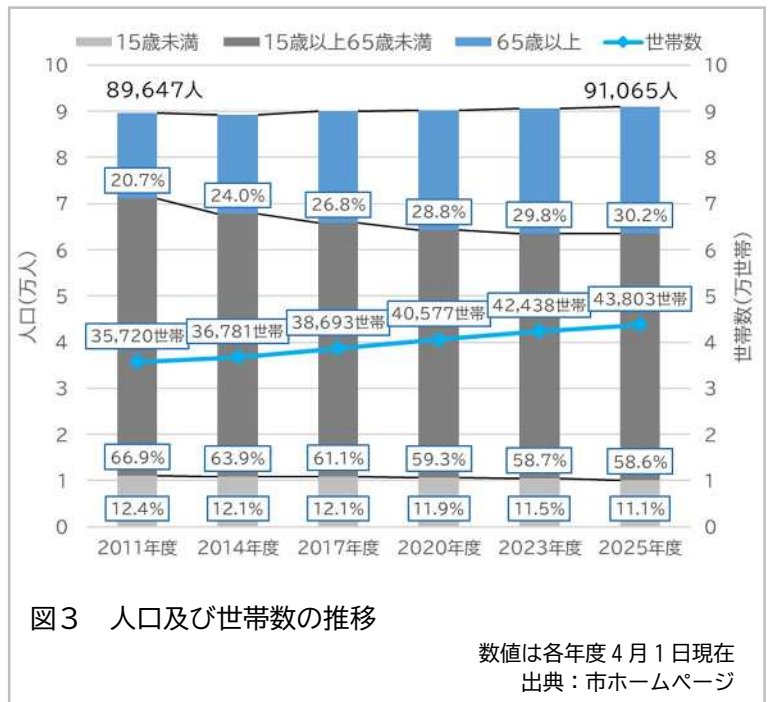
なお、生活環境や社会情勢、政策方針の変化などに対応するため、**中間年度（2026年度）に見直しを行いました。**

(2) 人口及び世帯数

2025 年 4 月現在の人口は 91,065 人、世帯数は 43,803 世帯となっています。

2011 年度からの 14 年間で、人口は 1,418 人増加し、世帯数は 8,083 世帯増加しました。この 14 年間で、世帯数の増加が大きい傾向にあります。

年齢別では、15 歳未満の割合はほぼ横ばいで、15 歳以上 65 歳未満の人口が減少し、65 歳以上の人口が増加する傾向にあり、本市でも少子高齢化が顕著に見られます。



(3) 地形

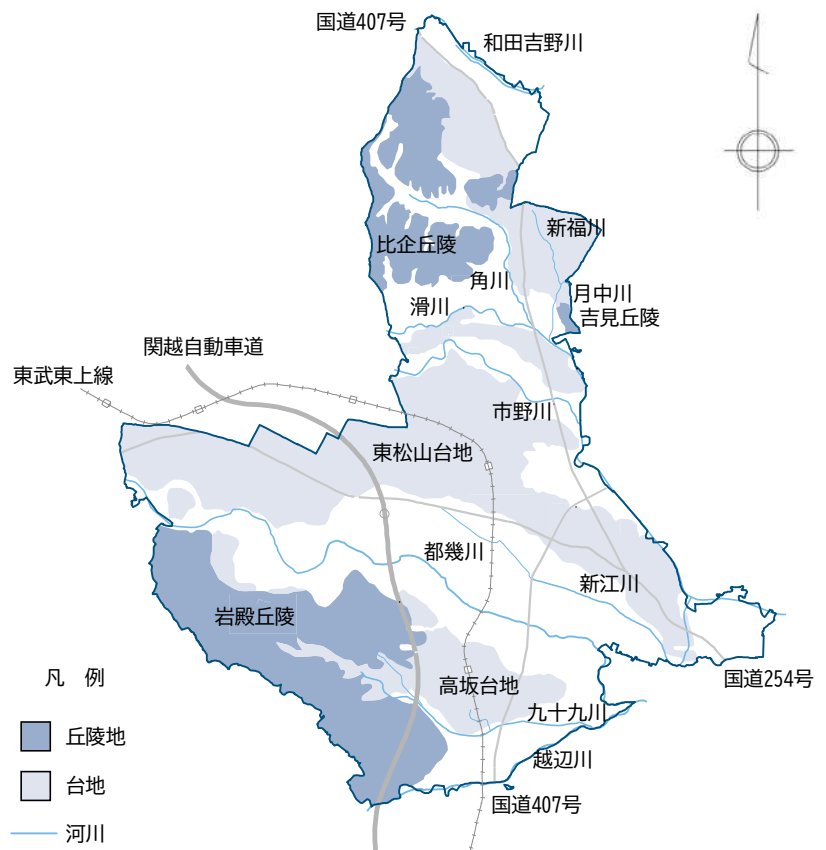
本市は、中央部以北に東松山台地、北部に比企丘陵、南部に高坂台地と岩殿丘陵が分布し、それらの間隙を縫うように、市の北部あるいは西部から東部に向かって都幾川、市野川、越辺川などの河川が流下しています。

また、台地や丘陵地の端には谷津と呼ばれる樹枝状谷が見られます。

都幾川流域を中心に田・畑が広く分布し、山林は北部と南西部に広がっています。

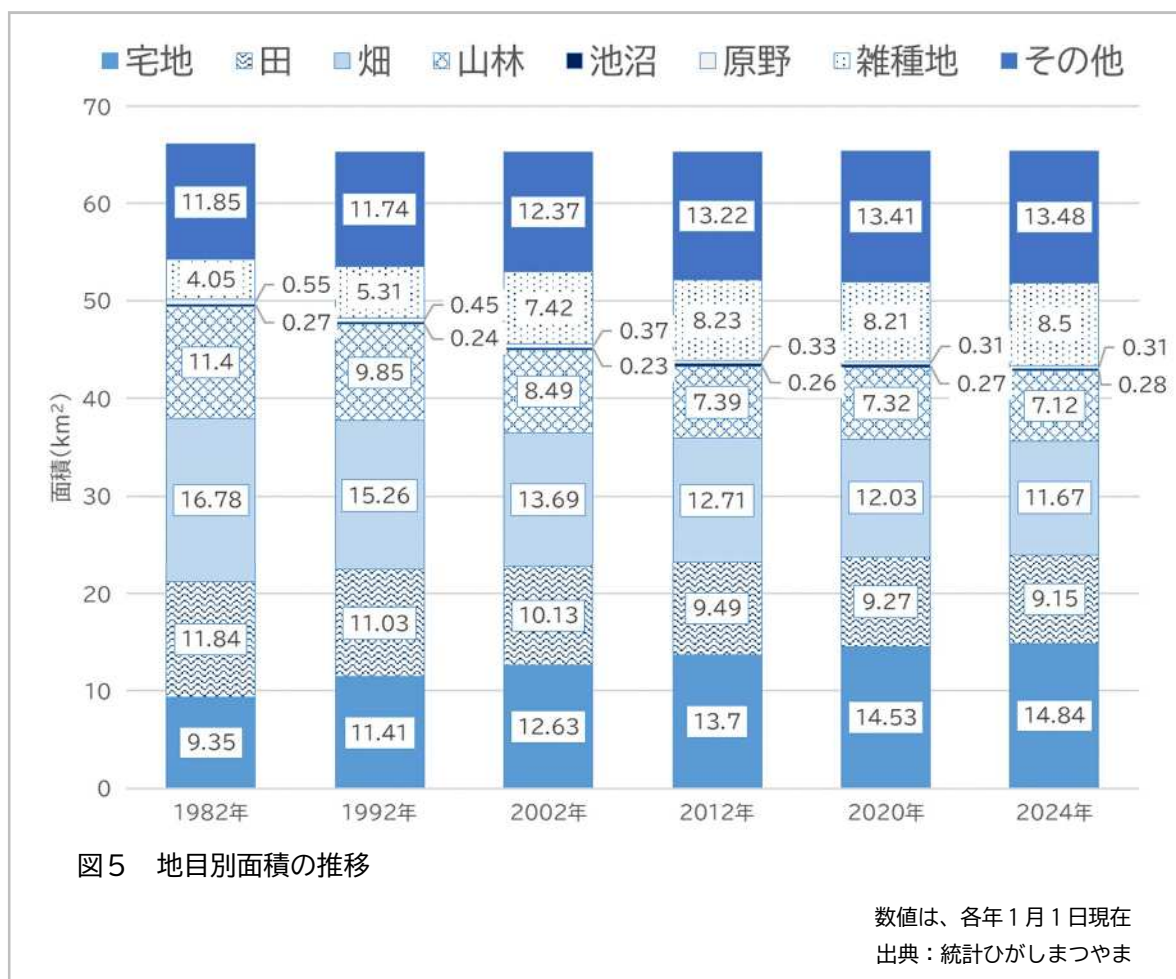
埼玉県立自然公園

南西部と滑川及び市野川沿いは、県立比企丘陵自然公園に指定されており、優れた自然の風景を保護するとともに、その利用増進を図ることとされています。



(4) 土地利用

土地利用は、**2024**年は宅地が最も広い面積を占めており、田・畑・山林・池沼・原野は合わせて約**4**割を占めています。1982年からの比較では、宅地が増加し、田・畑・山林は減少する傾向にあります。開発による宅地化が進んでいると見られます。



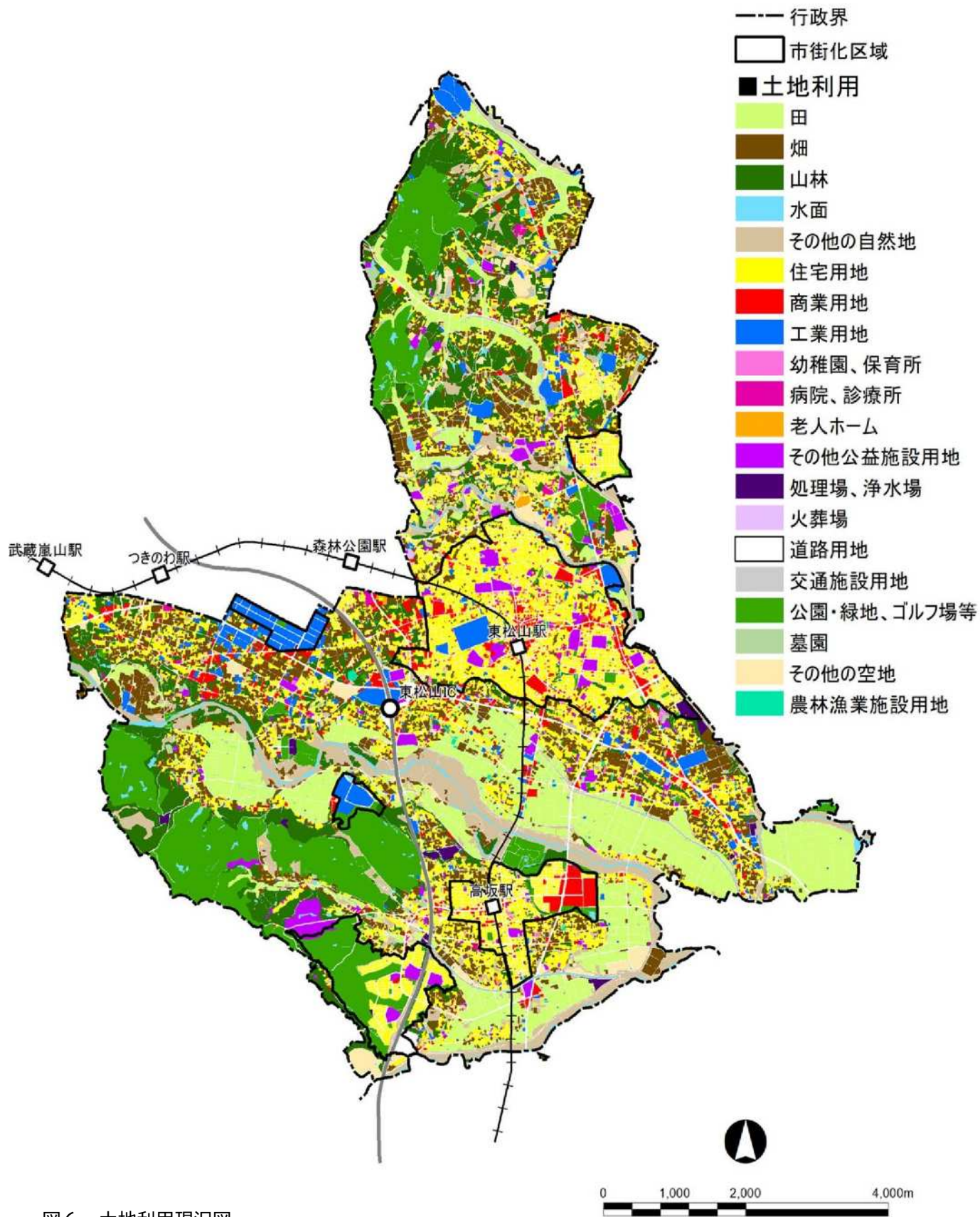


図6 土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査※（基準年：令和3年）

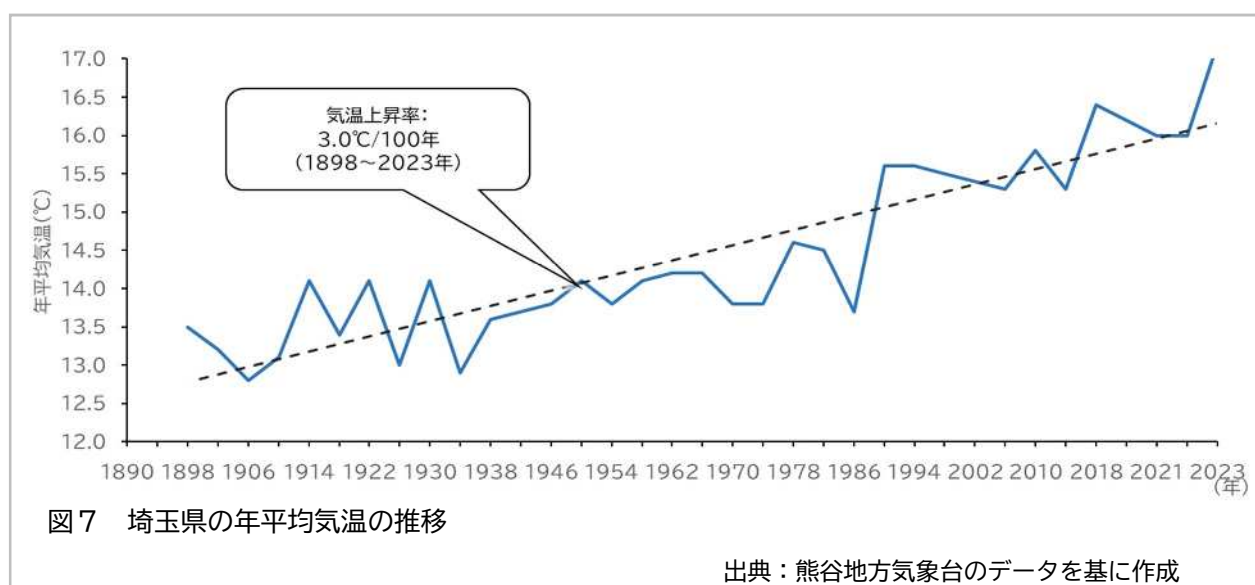
(5) 気候

本市に隣接する熊谷市では、2007年に40.9℃、2018年に41.1℃と、度々日本最高気温を更新しており、暑さが厳しくなっています。

埼玉県の1898年から2023年までの年平均気温の上昇率は、100年に換算すると、3.0℃となっています。特に1980年代以降は急速に上昇していることがわかります。都市化によるヒートアイランド現象も重なり、日本の年平均気温よりも上昇率が高くなっています。

年間降水量及び短時間に強い雨が降る「強雨頻度」は、いずれも年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できていませんが、将来、強雨頻度が増えることが予測されています。

これらの気温上昇や強雨頻度の増加については、地球温暖化による気候変動が原因の一つと考えられ、我々の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。



(6) 生物多様性

本市には丘陵地や、その間隙を流れる多くの河川があり、それらを利用する農地が広がっています。また、里山の原風景とも言えるクヌギやエノキなどの小規模な樹林地が分布し、変化に富んだ自然環境を有しています。こうした様々な自然環境が存在していることにより、多様な生態系が形成され、地域の生物多様性が保たれています。このことについては、本市教育委員会などによる市内の動植物調査記録からわかります。

ア. 丘陵地・樹林

市の北部には比丘尼山や大谷瓦窯跡があり、コナラなどの落葉広葉樹やアラカシ、シラカシなどの常緑広葉樹、スギ、ヒノキなどの針葉樹などで構成されている混合林となっています。また、南西部にある市民の森も、アカマツやテダマツを中心とした針葉樹やヤマザクラやコナラなどの広葉樹から形成されています。こうした市内の樹林には、オオムラサキやキンラン、ギンランなどの貴重な動植物が見られます。

イ. 水辺

都幾川や市野川などの河川では、オイカワやウグイなどの魚類や水生昆虫が多数生息しており、カワセミも見られます。また河川敷や中州の砂れき地では、イカルチドリが繁殖していたり、セグロセキレイが餌を探しにきたりします。ヨシやオギのある湿地ではオオヨシキリ、水路周辺の茂みにはゲンジボタルやヘイケボタルが見られるなど、水辺環境特有の生態系が形成されています。上唐子や新屋敷をはじめとするホタルの里では、地域でホタルの生息環境を守る取組が積極的に行われています。

ウ. 谷津・農地

台地や丘陵地に細かく入り組んだ谷津や市内に残る農地では、ニホンアカガエルやトウキョウダルマガエルなどの両生類、水路にはドジョウやミナミメダカなどの水生生物、そしてそれらを餌とするアオサギやゴイサギなどが生息しています。

特に市の南西部に位置する高坂台地に広がる谷津は周辺に形成される斜面林などとともに構成され、希少種のトウキョウサンショウウオなど多様な生き物が見られます。



オオムラサキ



キンラン



カワセミ



ホンドタヌキ

市内には各環境共通の生態系上位種であるオオタカやノスリなどの猛禽類、哺乳類ではホンドタヌキ、ニホンイタチなども確認されており、これらの生き物の存在によって、本市は豊かな生態系が形成されていることがわかります。

しかしながら、特定外来生物であるアライグマやクビアカツヤカミキリ、オオキンケイギクなどの増加、農薬や殺虫剤などの化学物質の使用、人間活動による生息・生育地の減少、ライフスタイルの変化・後継者不足などによる自然環境の悪化やイノシシなどの有害鳥獣の増加、地球温暖化などが生態系へ影響を及ぼしています。そのため、希少野生動植物の保護及び特定外来生物を始めとする「侵略的外来生物」の駆除を適正に行い、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境を保全することが重要です。

参考文献 ・東松山市教育委員会, 東松山市の生き物 散歩道で出会える動植物, 2020 年 3 月
・東松山自然倶楽部, 東松山市「市民の森」の動植物リスト 2004～2014 の記録, 2015 年 7 月

(7) 河川水質

市内7河川11地点の年間BOD値（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）の平均値は以下のとおりです。

過去15年間では、一部で環境基準を超える河川もありますが、合流する市野川、都幾川、越辺川では環境基準※に適合しており、おおむね良好な水質が維持されています。

また、「くらかけ清流の郷」上流部（都幾川月田橋）における水質調査においても、水浴場として環境基準※に適合しており、おおむね良好な水質が維持されています。

表1 市内河川の年間BOD平均値

単位：mg/ℓ

河川名	調査地点	2011	2013	2015	2017	2019	2021	2022	2023	2024	環境基準
滑川	① 上橋	3.2	2.3	3.4	4.0	3.4	2.7	2.2	4.2	2.6	3.0
	② 不動橋	3.2	4.2	3.3	5.2	5.2	3.3	2.5	4.7	4.4	3.0
市野川	③ 西耕地	1.8	2.0	1.3	1.6	1.5	1.8	1.6	1.7	1.7	3.0
	④ 滑川合流点下流	2.6	2.4	2.2	3.3	3.6	2.4	1.7	2.3	2.8	5.0
	⑤ 新江川合流点下流	3.7	3.2	3.7	3.1	3.8	3.3	1.8	2.3	2.5	5.0
新江川	⑥ 市野川合流点上流	1.8	1.6	1.2	1.5	1.5	3.1	1.3	1.4	1.2	5.0
都幾川	⑦ 月田橋	0.8	0.9	0.8	1.2	1.0	0.9	0.9	0.6	0.6	2.0
	⑧ 早俣橋	1.2	1.8	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	2.0
越辺川	⑨ 都幾川合流点上流	1.4	1.3	1.0	0.8	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	3.0
九十九川	⑩ 越辺川合流点上流	3.5	3.3	1.8	4.3	4.1	3.3	3.8	3.3	3.3	3.0
角川	⑪ 東松平橋	1.9	1.8	2.0	4.8	12.0	1.0	1.4	0.9	1.5	3.0

※水域ごとに類型指定されるため、環境基準はそれぞれ異なる。

※網掛けは環境基準を超えてしまったもの。

※滑川、新江川、九十九川、角川については、流入先河川の環境基準の数値を準用する。



図8 水系図

イ. 温室効果ガス排出削減に向けたパリ協定の締結

2015 年に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、「平均気温の上昇を産業革命以前より 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」とされています。これは気温が 2℃上昇すると、1.5℃上昇した場合と比べて、洪水や豪雨等のリスクが高まり、気象災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとされているためです。

日本では、「パリ協定」に基づき、2016 年に策定した「地球温暖化対策計画」の中で、温室効果ガスの排出量を 2030 年度までに 2013 年度比マイナス 26%にするという削減目標を設定していましたが、その後、2021 年に改訂された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスの排出量を 2030 年度までに 2013 年度比マイナス 46%にするという削減目標に見直ししています。

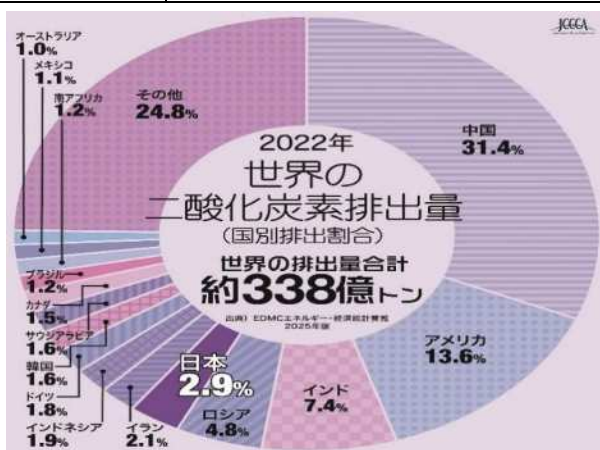
また、2025 年に改訂された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスの排出量を 2035 年度、2040 年度までに、それぞれ 2013 年度比マイナス 60%、73%にするという削減目標が設定されています。

コラム

各国の最新の動向

主要な国の温室効果ガス削減目標

中 国	2030 年までに GDP 当たりの排出量を 2005 年比 65%以上削減	2060 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
アメリカ	2019 年 11 月に離脱を正式に表明、 2021 年 1 月に復帰する文書に署名 2026 年 1 月に離脱予定	離脱予定
E U	2030 年までに 1990 年比 55%以上削減	2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
インド	2030 年までに GDP 当たりの排出量を 2005 年比 45%削減	2070 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
ロシア	2030 年までに 1990 年比 30%削減	2060 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
オーストラリア	2030 年までに 2005 年度比 43%削減	2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
日 本	2030 年度までに 2013 年度比 46%削減 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく	2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ



世界の二酸化炭素排出量 図10
JCCCA(全国地球温暖化防止活動推進センター)
WEBサイトより抜粋

(2) 廃棄物に関する問題

ア. プラスチック類の資源循環の推進

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機にプラスチック資源循環を促進する重要性が高まり、2022年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行されました。

プラスチック製品の設計から廃棄、リサイクルまでの資源循環を促進することを目的にし、CO₂排出量削減にも効果があります。リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rに加え、リニューアブル（再生可能資源への転換）を重要視しており、環境負荷の低減及び持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

本市においても循環型社会への転換を図り、ごみの減量化、資源化を進めるとともに環境負荷の低減に資する安定的なごみ処理体制の構築を目指します。

イ. プラスチックごみの排出量

国内の廃プラスチック総排出量は減少傾向にありますが、市内の家庭から出るプラスチックごみの量は、2020年度までは増加傾向、直近4年間は減少傾向にあります。引き続きプラスチックごみの削減への取り組みを継続します。

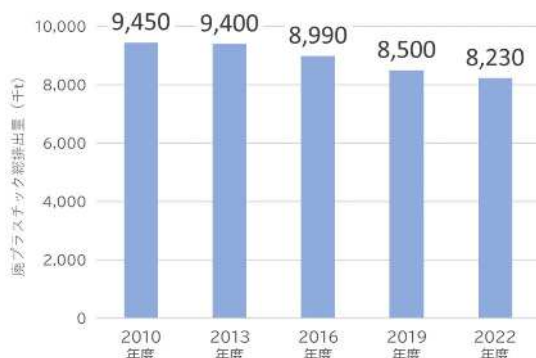


図11 国内の廃プラスチック総排出量

出典：環境省 環境統計集より抜粋

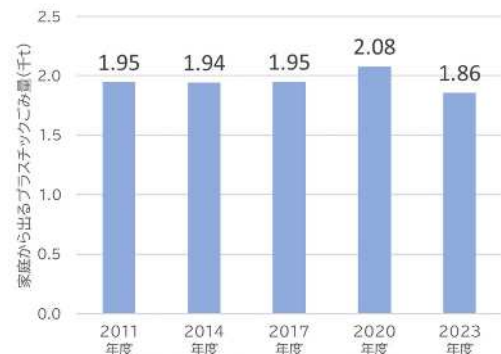


図12 東松山市の家庭から出るプラスチックごみの量

出典：東松山市クリーンセンター資料

ウ. 一人1日当たりのごみの排出量

本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、2020年度まではコロナ禍による在宅生活の増加などを原因として増加傾向にありましたが、直近4年間は減少傾向にあります。

引き続きごみの削減への取り組みを継続します。



図13 一般廃棄物のごみ排出量と一人1日当たりのごみ排出量

出典：東松山市クリーンセンター資料

(3) 生物多様性保全に向けた動向

私たちヒトを含め、地球上の生き物はあらゆる環境に適応し、つながり合いながら豊かな個性を育んでいます。この生き物同士のつながりと豊かな個性、すなわち生物多様性が、食料や飼料、エネルギー、薬品や遺伝資源、健康などの多種多様な面から私たちの生活を支え、多くの恵みをもたらしています。

1992年に生物多様性条約が採択され、世界各国で生物多様性の保全に向けて取り組んでいます。2010年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性の保全を目指して、具体的な数値目標が設定された愛知目標が採択されました。この目標達成のため、「生物多様性及び生態系サービス※に関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）」が2012年4月に設立され、世界中の研究成果を基に政策提言を行っています。

我が国でも、生物多様性の保全に向け、2008年に生物多様性基本法が施行されました。本法に基づき、2012年には愛知目標の達成に向けた生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、「生物多様性」の認知度向上や生態系ネットワーク※の整備等に取り組んでいます。

2022年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。我が国ではこれに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、2023年に生物多様性国家戦略2023-2030を策定しました。

また地方自治体においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における様々な取組を進めていくことが望まれています。

本市においても、地域に生息・生育する生き物及び生態系ネットワークを意識した生息・生育環境の保全が求められます。

※生態系サービスとは、食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から私たちの生活にもたらされ、支えてくれる恵みのこと。

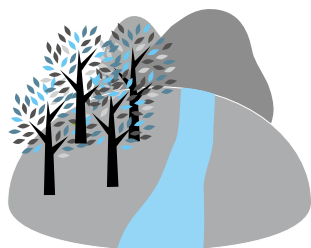
※生態系ネットワークとは、生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。

コラム

3つの生物多様性

生物多様性条約では、「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルで多様性があるとしており、合わせて保全することが重要となります。

生態系の多様性



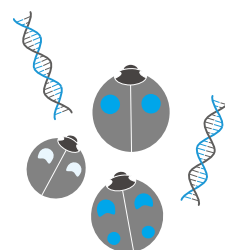
森林、里山、河川など様々なタイプの自然があること。

種の多様性



動植物、細菌など、様々な生き物がいること。

遺伝子の多様性



同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があること。

第4章 目標実現のための取組

環境目標Ⅰ 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち

東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

近年の気候変動の影響を受け、世界は脱炭素に向けて大きくシフトし始めています。

ここでは、東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」といいます。）として、温室効果ガス排出の現状を踏まえた、脱炭素社会に向けた方策を示します。

（１）温暖化に関する社会情勢と本市のこれまでの取組

ア. 国内外の動向

パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べ 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」とされています。

この協定を踏まえ、日本では、「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減」という目標を設定し、埼玉県においても「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」で、国の削減目標と同じく、2013 年度比 26%減を目標としました。

そして 2020 年 10 月に行われた臨時国会の所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。

その後、日本は、2021 年 4 月に、2050 年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、「2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。埼玉県においても「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改正し、国の削減目標と同じく、2013 年度比 46%減を目標としました。

さらに日本は、2025 年 2 月 18 日に、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す、新たな「日本の NDC（国別削減目標等）」を、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出しました。

また、ゲリラ豪雨の増加や熱中症搬送者の増加など、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる現象が顕在化しています。そのため、温室効果ガスの排出をできる限り抑制する「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る「適応策」に取り組むため、2018 年 12 月に「気候変動適応法」が施行されました。

その後、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が令和 5 年 4 月に改正され、令和 6 年 4 月に施行されました。

埼玉県では適応策に取り組むため、「埼玉県気候変動適応センター」を設置し、県内の気候変動の実態やその影響、将来予測など、適応策に関する情報の収集・整理・分析を行い、県内自治体や事業者、県民に対して、適応策に関する情報提供を行っています。

イ. 本市における取組

本市ではこれまで、行政の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設における創・省・蓄エネルギーの推進、次世代自動車の導入などの取組を実践し、市民・事業者に対して先導的役割を果たしてきました。

また、埼玉県との協働事業である「埼玉エコタウンプロジェクト」の実施市に指定されたことを契機とし、市全域で創・省・蓄エネルギーに関する取組を広げ、公共施設への太陽光発電設備や蓄電池等の設置のみならず、街路灯のLED化、住宅への創・省・蓄エネ設備に対する補助、省エネ改修に関する市民向け講座や相談会の開催など、あらゆる機会を捉えて、地域のエコ化に取り組んできました。

「埼玉エコタウンプロジェクト」終了後も、引き続き市の敷地への電気自動車充電器設置による電気自動車の普及促進、既存住宅への太陽光発電設備設置補助、出前講座、緑のカーテンの普及等により、引き続き地域のエコ化に取り組んでいます。



エコタウンプロジェクト
ロゴマーク



図1-4 日本の温室効果ガスの排出量・吸収量

環境省 2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）より抜粋

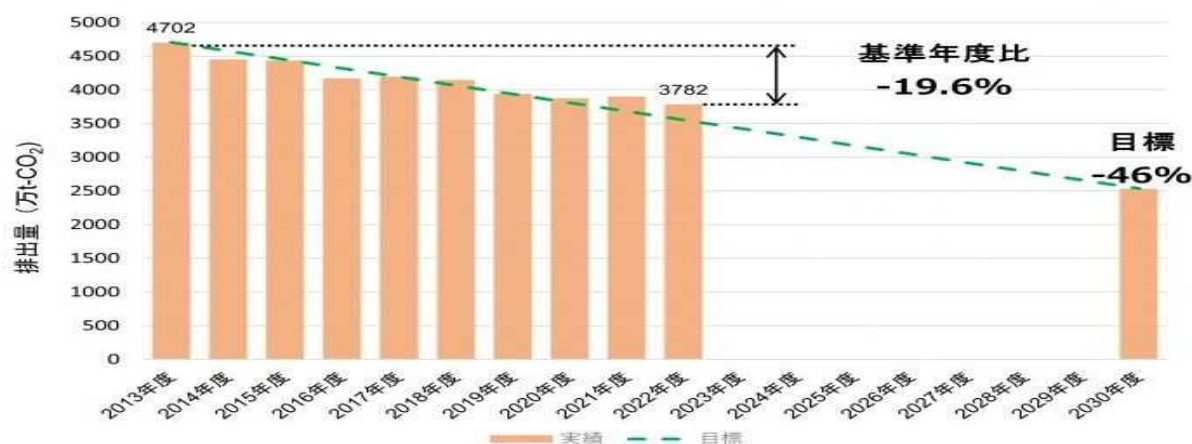


図1-5 埼玉県の温室効果ガスの排出量

埼玉県ホームページ 県内の温室効果ガス排出量より抜粋

(2) 計画の基本的事項

ア. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく区域施策編と位置づけます。

○地球温暖化対策の推進に関する法律

第19条 1 (略)

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

イ. 対象とする温室効果ガスと推計方法

区域施策編では、対象とする温室効果ガスは市内の排出量のうち、約90%を占める二酸化炭素(CO₂)とします。

二酸化炭素はさらに、電気・ガス・ガソリン等の使用により排出される「エネルギー起源 CO₂」と廃棄物の焼却等により排出される「非エネルギー起源 CO₂」に分類されます。

対象とする温室効果ガス

ガス種	部門	対象
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における燃料・電力の使用
	業務部門	事業所、商店、病院、学校、その他サービス業施設等における燃料・電力の使用
	家庭部門	家庭における燃料・電力の使用
	運輸部門	旅客自動車（マイカー含む）、貨物自動車、鉄道における燃料・電力の使用
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物部門	廃棄物の焼却

エネルギー起源 CO₂の排出量の把握について、電力の小売全面自由化により、市内における電力の使用量の把握が難しいこと等から、実際の排出量を求めるのは困難です。

そのため、国のマニュアルにおいて、中核市未満の市町村における標準的な推計手法である、『カテゴリ A（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）』で推計することとします。

また、非エネルギー起源 CO₂については、焼却される一般廃棄物の量と、含まれるプラスチック及び合成繊維の割合から推計します。

(3) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

1990年度から2017年度までの本市における二酸化炭素排出量推計値の推移は、以下のとおりです。2017年度の排出量は556,200t-CO₂となっています。

総排出量は1990年から2000年代前半にかけて増加しました。その後減少傾向にありましたが、再び増加に転じ、2013年度をピークに近年ではやや減少傾向にあります。

部門ごとにみると、産業部門は1990年度と比較すると大きく減少している一方、業務部門・家庭部門は大きく増加しています。

※2022年判明後差し替え



図16 本市における二酸化炭素排出量推計値の推移

環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトのデータを基に推計

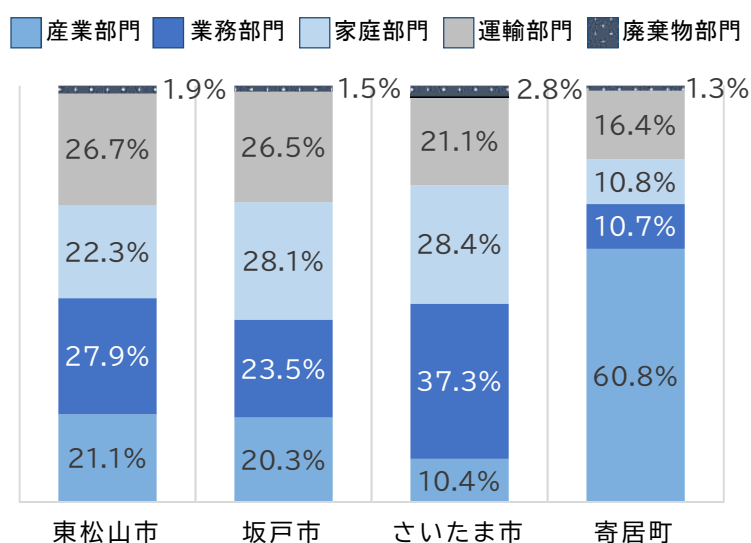


図17 2017年度の二酸化炭素の排出割合

環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトのデータを基に推計

人口や地理的条件に近い坂戸市と比較するとそれぞれの排出割合にあまり差が見られませんが、都心に近く店舗やオフィスが多いさいたま市や、大規模な工場がある寄居町などと比較すると、本市の特徴として、1つの部門が突出して大きな割合を占めるのではなく、廃棄物部門を除いた各部門で大きな差がないことがわかります。

この特徴から、特定の部門の対策に力を入れるのではなく、削減に向けて各部門での幅広い取組が必要だと考えられます。

(4) 削減目標の設定と削減対策

ア. 将来予測と削減目標

二酸化炭素排出量削減に関して追加的な対策をせず、現状のまま推移した場合の将来的な排出量を現状趨勢（すうせい）排出量（Business As Usual、以下「BAU 排出量」といいます。）といたします。

本市における 2030 年の BAU 排出量は、計 596,200t-CO₂ となり、基準年度である 2013 年度と比較して 2.6%の減少と予測されます。

前述のとおり、国及び埼玉県では「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減」を目標としています。国及び埼玉県と同一の目標とすることで、進捗状況の比較がしやすいことから、区域施策編の目標を以下のとおりとします。

削減目標：2030 年度における排出量を 2013 年度比 46%削減

2030 年度における排出量を 2013 年度比 46%削減するには、2030 年度の排出量を 330,400t-CO₂ にする必要があります。

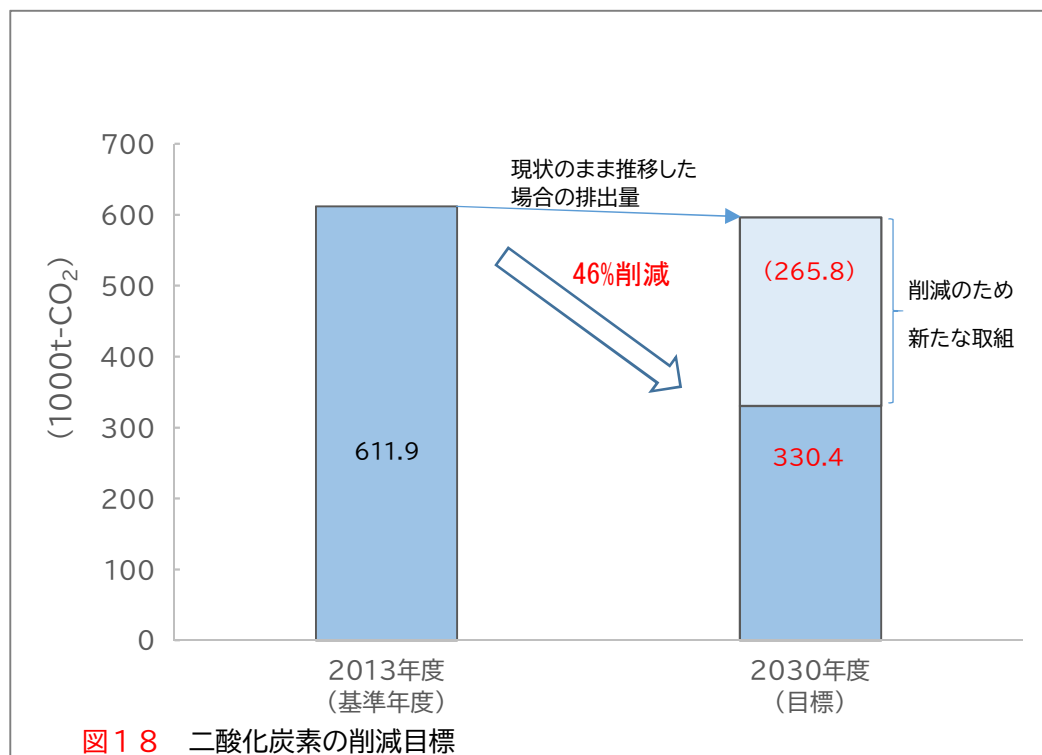


図18 二酸化炭素の削減目標

~~なお、削減目標については、今後、国や県などの動向を注視し、適宜、見直すこととします。~~

イ. 各部門における削減対策

国の地球温暖化対策計画では、部門ごとに目標削減率が定められており、本市に当てはめると以下の表のようになります。（なお、表の各部門の目標削減量は参考値であり、市全体の総量目標に基づき削減を進めます。）

各部門の削減目標

(単位：t-CO₂)

部 門	2013 年度 本市排出量	2030 年度 目標削減率	2030 年度 目標排出量	目標削減量 (2013 年度比)
産業部門	146,773	36%	93,935	52,838
業務部門	160,564	51%	78,677	81,887
家庭部門	144,230	66%	49,039	95,191
運輸部門	153,919	35%	100,048	53,871
廃棄物部門	6,634	14%	5,706	928

各部門での削減には、省エネルギー機器の普及やエネルギー管理などの取組が有効です。国の計画では、部門ごとの目標を達成するために以下のような対策を示しています。

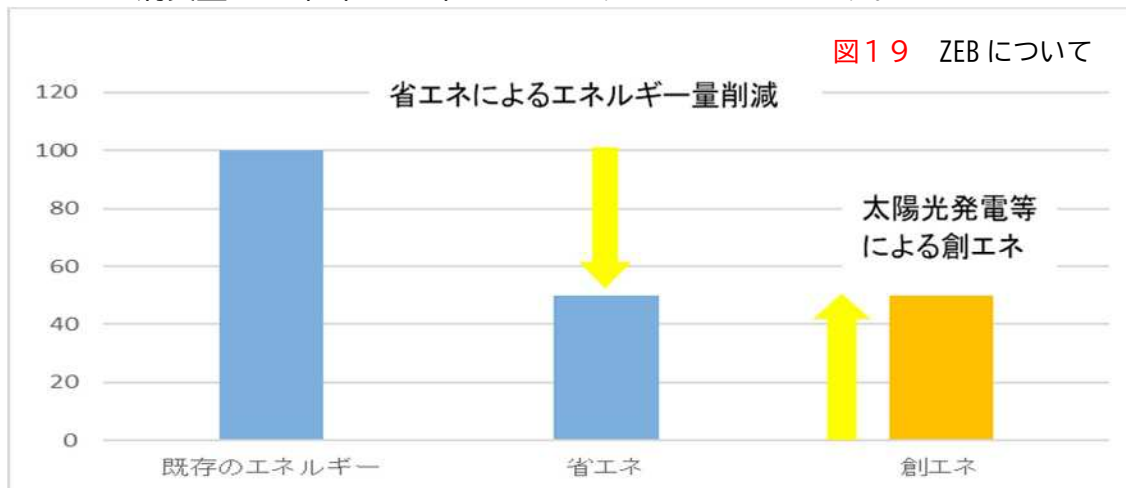
各部門での有効な対策

産業部門（製造業、農業、鉱業等）
- 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（高効率空調、産業ヒートポンプ、産業用照明、産業用モータ、高性能ボイラー、コージェネレーションの導入） - FEMS（工場エネルギー管理システム）を利用した徹底的なエネルギー管理の実施 - 再生可能エネルギーの利用拡大（電気、熱）
業務部門（オフィスビル、商業施設等）
- 高効率な省エネルギー機器の普及（業務用給湯器、高効率照明、冷媒管理技術の導入） - トップランナー制度による機器の省エネ性能向上 - BEMS（ビルエネルギー管理システム）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施 - クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進
家庭部門（家庭での電気、ガス等の使用）
- 住宅の省エネ化（ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など） - 高効率な省エネルギー機器の普及（高効率給湯器、高効率照明の導入など） - HEMS（住宅用エネルギー管理システム）・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 - 機器の買替え促進 - 日常生活での省エネの工夫
運輸部門（家庭における自動車の利用、自動車貨物輸送、鉄道輸送等）
- 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 - 公共交通機関及び自転車の利用促進 - トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進 - エコドライブ
廃棄物部門
- 廃棄物の削減 - 分別の徹底による再資源化の促進

参考：地球温暖化対策計画（2025 年 2 月閣議決定）

ZEBとはnet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。



しかしながら、建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の創エネルギーが必要です。そこで、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、以下4段階のZEBシリーズが定義されています。

○『ZEB』（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ゼブ））

省エネ（50%以上）＋創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物

○Nearly ZEB（ニアリー・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ニアリー ゼブ））

省エネ（50%以上）＋創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物

○ZEB Ready（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ（ゼブ レディ））

省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物

○ZEB Oriented（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド）

延べ面積10000㎡以上で用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し更なる省エネに向けた未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入している建物

100%の一次エネルギー消費量の削減が難しい場合でも、ZEBシリーズとして実現を目指していくことが必要です

（参考：ZEB PORTAL（環境省サイト））

(5) 現状と課題

○第2次、3次計画の成果指標（環境年次報告書より）

住宅用太陽光発電設備、公共施設の太陽光（熱）設備ともに普及が進んでいますが、さらなる普及が望まれます。

指 標	2011 年度	2013 年度	2015 年度	2017 年度	2019 年度	2021 年度	2023 年度
住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合(%)	—	4.5	5.62	6.47	6.99	7.66	8.14
住宅用太陽光発電設備導入による年間 CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)	—	3,400	4,727	5,764	6,541	7,643	9,028
太陽光（熱）設備を設置する公共施設数(施設)	6	18	25	27	27	27	27

○市民アンケート結果

地球温暖化対策で、身近にできる取組は実践傾向が高い結果となりました。

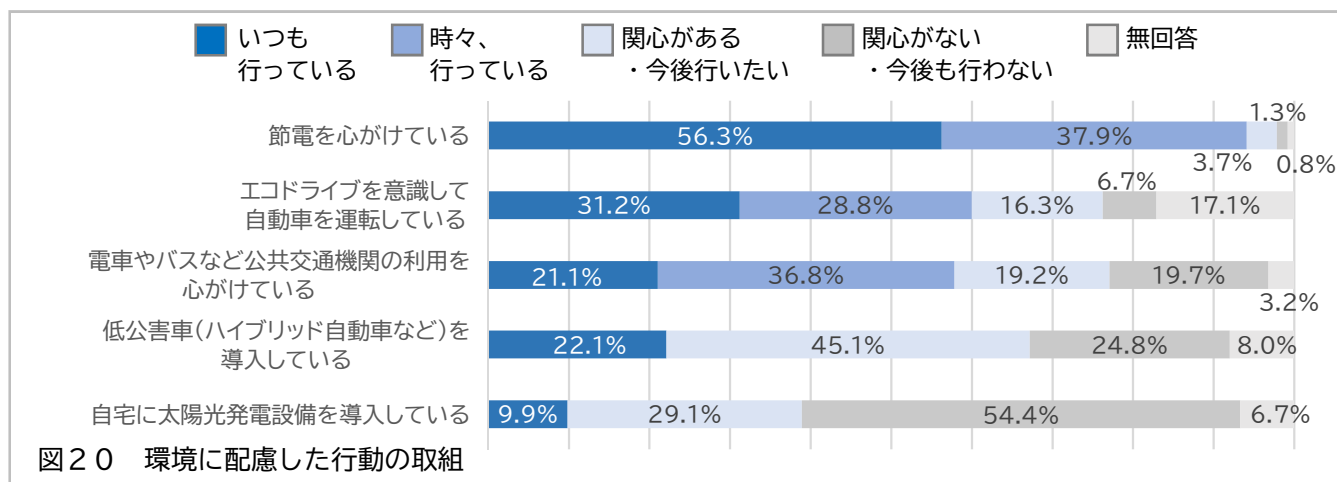


図20 環境に配慮した行動の取組

事業者が事業活動をする上で、省エネルギーに努めることが良いと思う回答は多い結果となり、事業者への省エネルギーの推進が求められます。

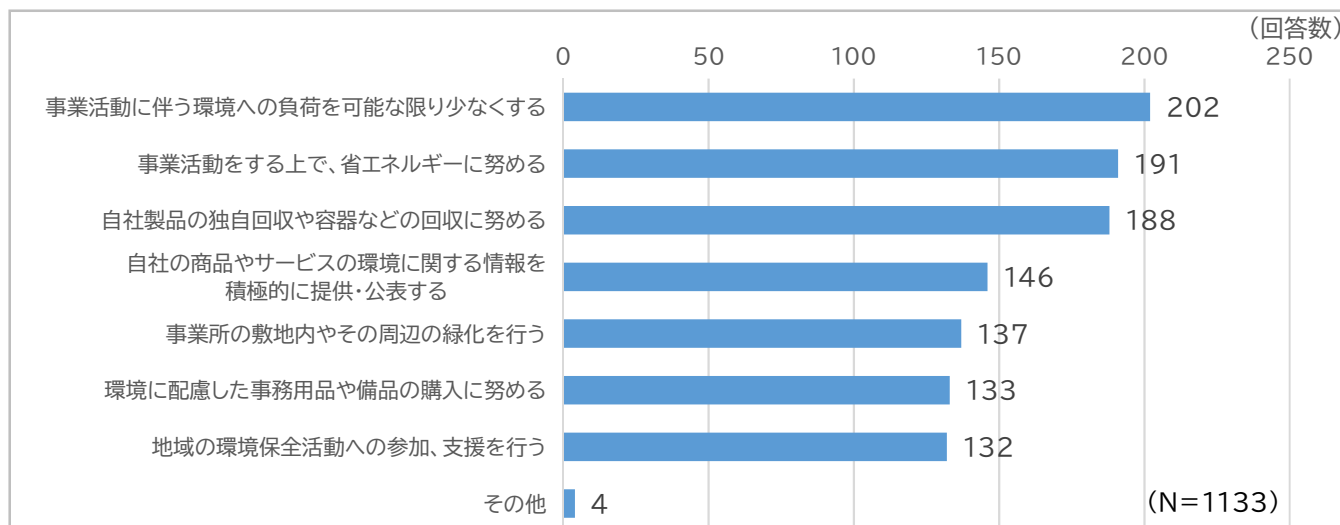


図21 環境をより良くしていくために、事業者が実践した方がよいと思うこと（複数回答可）

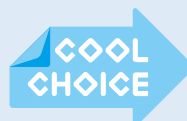
(8) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅰ－①

脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

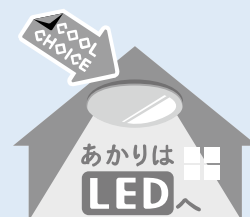
●行政の取組

- ・「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、率先して取組を実施します。
- ・環境省が推奨する国民運動「デコ活」を推進します。
- ・市民、事業者の脱炭素化へ向けた取組を支援・啓発します。
- ・気候変動に関する情報を収集・提供します。
- ・公共交通機関利用や自転車利用を推進します。
- ・省エネに対する取組への補助制度を検討します。



●市民の取組

- ・エネルギーの使用量を把握し、削減します。
- ・「デコ活」を推進します。
- ・「スマートムーブ」（公共交通機関や自転車の利用、徒歩などの移動手段の転換）に取り組みます。
- ・エコ住宅や省エネリフォームを検討します。
- ・LED照明・省エネ家電・HEMS（住宅用エネルギー管理システム）等を導入します。
- ・遮熱による暑さ対策を実施します。
- ・エコカー導入を検討します。
- ・エコドライブを励行します。



「移動」を「エコ」に。



●事業者の取組

- ・エネルギーの使用量を把握し、削減します。
- ・「デコ活」を推進します。
- ・省エネ建築・省エネリフォームを実施します。
- ・省エネ診断・エコチューニングを実施します。
- ・時差通勤・ノーマイカー通勤・テレワークを導入します。
- ・エコカー導入を検討します。
- ・エコドライブを励行します。
- ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入します。



チョイス!エコカー

※COOL CHOICE 40 頁参照

(9) 想定される市民プロジェクト

「環境目標Ⅰ 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち」を推進するにあたり想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

- 省エネの普及啓発プロジェクト
- エネルギーダイエツト作戦プロジェクト
- 緑のカーテン運動や節水・雨水利用プロジェクト
- 再生可能エネルギーの普及啓発プロジェクト

(10) 成果指標

区域施策編による削減効果の評価は、以下に掲げる施策の進捗管理指標により行います。

市内における二酸化炭素排出量を減らす

611,900 t-CO₂
(2013 年度)

527,000 t-CO₂
(2022 年度)

330,426 t-CO₂
(2030 年度)

住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合を増やす

6.99%
(2019 年度)

8.14%
(2023 年度)

14.00%
(2030 年度)

自然エネルギーを積極的に導入している市民の割合を増やす
(市民意識調査※)

10.5%
(※2018 年度)

14.2%
(※2024 年度)

20.0%
(2030 年度)

※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2024 年度となります。

コラム

デコ活について

みなさまは、デコ活という言葉をご存じでしょうか？2050年カーボンニュートラル実現に向け、2022年10月に発足した国民のみなさまの行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動のことで、二酸化炭素を減らす、(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉です。国・自治体・企業・団体等が連携をして、国民のみなさまの新しい暮らしを後押しします。

ところで、脱炭素、地球温暖化対策といった言葉を聞いたことがあっても、実際にどんな取組をしたらいいのかわからない、といった人もいないではないでしょうか。そこで、具体的な取組の事例として、デコ活アクションというものがあります。

分類	アクション
まずはここから	住 デ 電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住 コ こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食 カ 感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職 ツ つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでCO2が下がる	住 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣 クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住 ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移 できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買 はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住 宅配便は一度で受け取る

上記を見ると、例えば、「食品の食べ切り」、「食材の使い切り」、「宅配便は一度で受け取る」といったような身近な活動も脱炭素につながる可以看出。もちろん、上記の取組以外でも暮らしが豊かになり、脱炭素などに貢献していくものは、すべて「デコ活アクション」となります。

2030年度における二酸化炭素排出量を、2013年度比46%削減するということは、非常に大きな目標であり、達成するにはみなさま1人1人の取組がとても重要となります。1つ1つの取組の削減量は大きくはないかもしれませんが、積み重なっていくことで、目標の達成へと近づいていきます。まずは身近な取組から、ぜひ実践してみてください。

出典 環境省ホームページ デコ活

環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち

資源の有効活用や廃プラスチック類の削減などの課題に取り組み、物の循環による廃棄物の排出削減と再資源化を進め、循環型の地域社会の実現を目指し、ゼロ・ウェイストへ向け**市民・事業者・行政**が一体となった取組を行います。

(1) 現状と課題

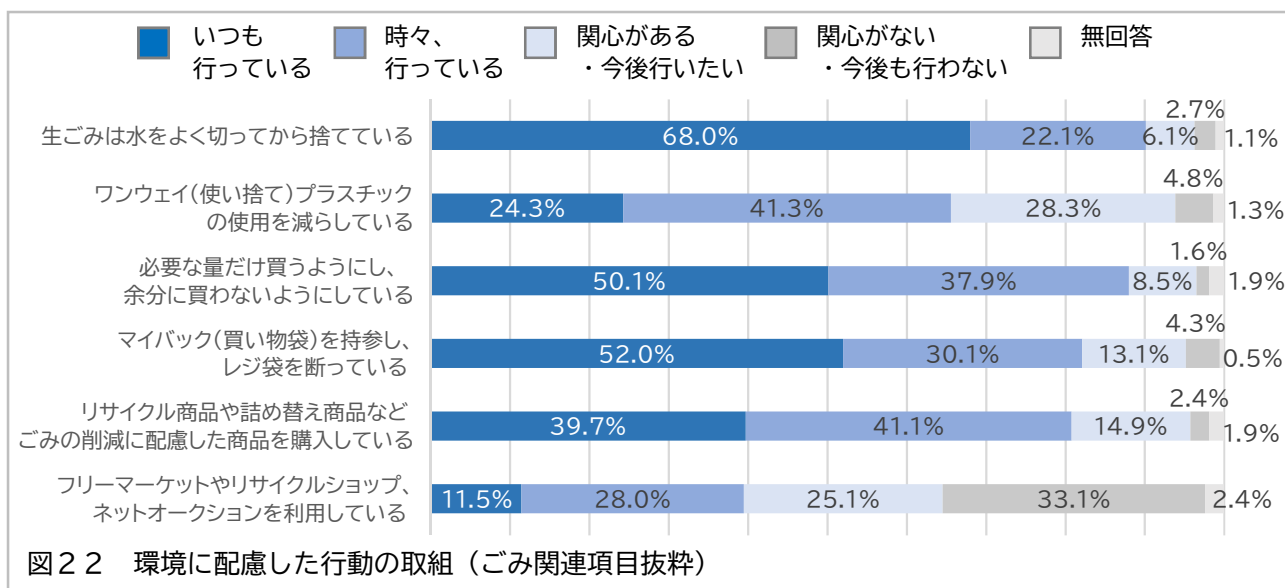
○第2次、3次計画の成果指標（環境年次報告書より）

本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、2020年度まではコロナ禍による在宅生活の増加などを原因として増加傾向にありましたが、直近4年間は減少傾向にあります。引き続きごみの削減への取組を継続します。

指 標	2011 年度	2013 年度	2015 年度	2017 年度	2019 年度	2021 年度	2023 年度
市民一人1日当たりのごみ排出量(g)	930	923	912	897	937	917	832
ごみの再資源化率(%)	16.63	18.65	19.50	19.33	19.08	19.67	20.13
埋め立て処分量(t/年)	3,491.28	3,365.76	2,789.07	2,480.77	2,703.97	2,527.31	2,174.77

○市民アンケート結果

多くの市民が3Rなどのごみ削減の取組を実践しています。取組を継続できるような環境づくりと、さらに多くの市民が実践できるよう啓発活動を行うことが大切です。



(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本施策	Ⅱ－① ごみの減量化の推進
	Ⅱ－② 3R の促進とごみの再資源化の推進
	Ⅱ－③ プラスチックごみの削減

Ⅱ－①ごみの減量化の推進

市民・事業者・行政が一体となり、ごみの発生削減に貢献する取組を進めます。

- ◇ 消費行動の工夫によるごみの発生抑制
- ◇ 食品ロス削減の促進
- ◇ ごみ排出時の工夫による減量
- ◇ 生ごみの削減（生ごみ処理容器「キエーロ」等の普及）

Ⅱ－②3Rの促進とごみの再資源化の推進

発生したごみの分別を徹底し、リユースとリサイクルを推進します。

- ◇ 雑がみの分別回収の強化
- ◇ 分別の徹底による再資源化の促進
- ◇ リユースによる物の循環促進
- ◇ リサイクル品の利用促進
- ◇ リチウムイオン等電池の分別の徹底

Ⅱ－③プラスチックごみの削減

プラスチックごみの発生抑制・適正処理を推進します。

- ◇ 消費行動の工夫によるプラスチックごみの排出抑制
- ◇ 生活や生産活動の工夫によるワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の使用削減
- ◇ プラスチックごみ適正処理の継続
- ◇ マイバッグ、紙製品の利用促進

コラム

プラスチックは汚れを落としてから捨ててください。

【ポイント】

必ず、水洗い（水気を切ってください）やふき取りをしてからプラスチックごみに分別をして出してください。どうしても、汚れの落ちないものは、リサイクルが困難なため可燃物として出してください。



(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅱ－①

ごみの減量化の推進

●行政の取組

~~「もったいない！」運動を推進します。~~

- ・ごみ減量に関する情報を発信します。
- ・食品ロス削減の啓発を行います。
- ・生ごみ処理容器「キエーロ」等の普及を行います。
- ・生ごみ処理方法の普及・啓発活動を行います。
- ・施設見学を通じて学校でごみ問題を啓発します。
- ・グリーン購入を励行します。
- ・給食の残渣をたい肥化する取組を進めます。



●市民の取組

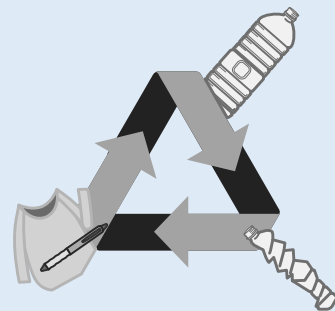
~~「もったいない！」運動に取り組みます。~~

- ・廃棄までを考慮して製品を購入します。
- ・不要な物を買わないといったリフューズ、リデュースを推進します。
- ・食品ロスの削減を意識し、食材を無駄なく使い、残さず食べます。
- ・生ごみの水切りや、かさ増し防止のための圧縮など、ごみ排出時の工夫に努めます。
- ・生ごみ処理容器「キエーロ」等の設置による生ごみの減量も活用~~も活用~~に努めます。



●事業者の取組

- ・製品ライフサイクルを意識した製品開発と製造を行います。
- ・食品ロス削減を励行し、ごみの減量化を推進します。
- ・リフューズ・リデュース・リサイクルによるごみの排出削減をします。
- ・グリーン購入を励行します。
- ・環境負荷の小さな製造工程・部材による製品を優先的に調達します。(グリーン調達)

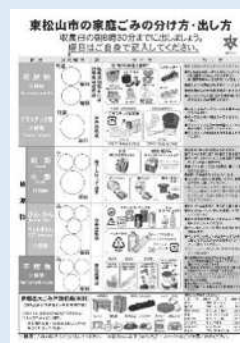


基本施策Ⅱ－②

3Rの促進とごみの再資源化の推進

●行政の取組

- ・~~ごみの分別の種類や収集方法の見直しを行いません。~~
- ・事業者へごみの適正処理方法を指導・啓発します。
- ・「東松山市ごみ処理基本計画」に基づき、資源循環の取組を推進します。
- ・学校・自治会などで行われる資源回収を推進し、リサイクルに関する意識を啓発します。
- ・雑がみの分別強化につながる意識を啓発します。



●市民の取組

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・物を手放すときは、バザーやフリーマーケット、リサイクルショップなどに出品して、リユースを心がけます。
- ・リサイクル品やリユース品の購入に努めます。
- ・クリーンリーダー制度を継続します。
- ・修理、修繕などにより物を大切に使用して、新たな購入を控えます。



●事業者の取組

- ・事業所でのごみの分別の徹底及び適正な処分方法を遵守します。
- ・グリーン購入やリサイクル品の購入に努めます。
- ・リユース品として活用可能か検討し、廃棄する物は適正に処分します。
- ・紙資源の有効活用（ペーパーレス化や両面印刷、裏紙の使用等）をします。
- ・ごみの排出を抑えた製品開発に努めます。
- ・従業員の適切な指導に努めます。



基本施策Ⅱ－③

プラスチックごみの削減

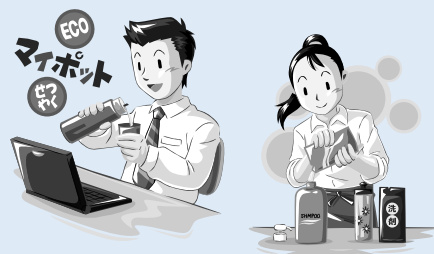
●行政の取組

- ・プラスチック製容器包装だけでなく、プラスチック製品も全量リサイクルに努めます。
- ・プラスチックごみ削減に関する啓発を行います。
- ・公共施設におけるプラスチックごみの発生を抑制します。
- ・ごみゼロ運動による、プラスチックごみの回収を行います。
- ・プラスチックごみ適正処理を継続します。



●市民の取組

- ・マイバッグやマイボトルなどの活用による、ワンウェイプラスチックの使用の削減に努めます。
- ・詰め替え製品などの、包装が簡易でなるべくプラスチックごみが出ない物を積極的に選びます。
- ・プラスチックごみはできるだけ汚れを落とすよう努めます。



●事業者の取組

- ・製品包装の際は、簡易包装を推進し、プラスチックごみを削減します。
- ・プラスチックごみの削減に向けた自社の製品の開発と製造に努めます。



(5) 想定される市民プロジェクト

「環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち」を推進するにあたり、想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

~~○食品ロス削減プロジェクト~~

~~＝エコタックキングの実施（リデュースの推進）＝~~

○消費行動見直し啓発プロジェクト

- ・消費行動を見直し、不要な物を買わない選択を促す（リフューズの推進）

○物を大切に使うプロジェクト

- ・バザーやフリーマーケット等の開催（リユースの推進）
- ・まだ使える物の修理活動及び啓発活動（リペアの推進）
- ・資源回収の実施（リサイクルの推進）

○プラスチックごみ削減プロジェクト

- ・マイバッグやマイボトル活用の普及啓発活動

(6) 成果指標

市民一人1日当
たりのごみ排出
量を減らす

937g
(2019 年度)



832g
(2024 年度)



795g
(2030 年度)

ごみの再資源化
率を増やす

19.08%
(2019 年度)



19.18%
(2024 年度)



21.30%
(2030 年度)

埋め立て処分量
(t/年)を減らす

2,704t/年
(2019 年度)



2,142t/年
(2024 年度)



1,936t/年
(2030 年度)

家庭から出るプ
ラスチックごみ
を減らす

1,968t/年
(2019 年度)



1,840t/年
(2024 年度)



1,663t/年
(2030 年度)

マイバッグ利用
率を増やす(市
民意識調査※)

63.6%
(2018 年度)



82.1%
(2024 年度)



86.0%
(2030 年度)

物が壊れても、可
能な限り修理する
人の割合を増やす
(市民意識調査※)

39.4%
(2018 年度)



34.6%
(2024 年度)



50.0%
(2030 年度)

※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2024 年度となります。

環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち

市内に残る里山、水辺など豊かな地域の生態系を保全するとともに、市民が親しめる自然を保全・創出し、共生を図ります。また、自然とふれあう機会を増やし、自然の恵みを享受できる大切さに関する意識を醸成します。

(1) 現状と課題

○第2次、3次計画の成果指標（環境年次報告書より）

市内の森林面積は5年に1度計測しており、2011年度以降減少傾向にあります。

一度失われた自然環境を元の姿に戻すには、多くのコストと時間を要します。このため、今残っている貴重な自然環境の保全をすることが大切です。

指 標	2011 年度	2014 年度	2017 年度	2020 年度	2023 年度
市内の森林面積(ha)	459	457	457	439	391

○市民アンケート結果

イベントへの参加者はあまり多くありませんが、普段の生活で身近な自然にふれあっている市民が約7割いました。イベントの参加者数を増やし、環境保全に向けた市民意識の啓発が望まれます。

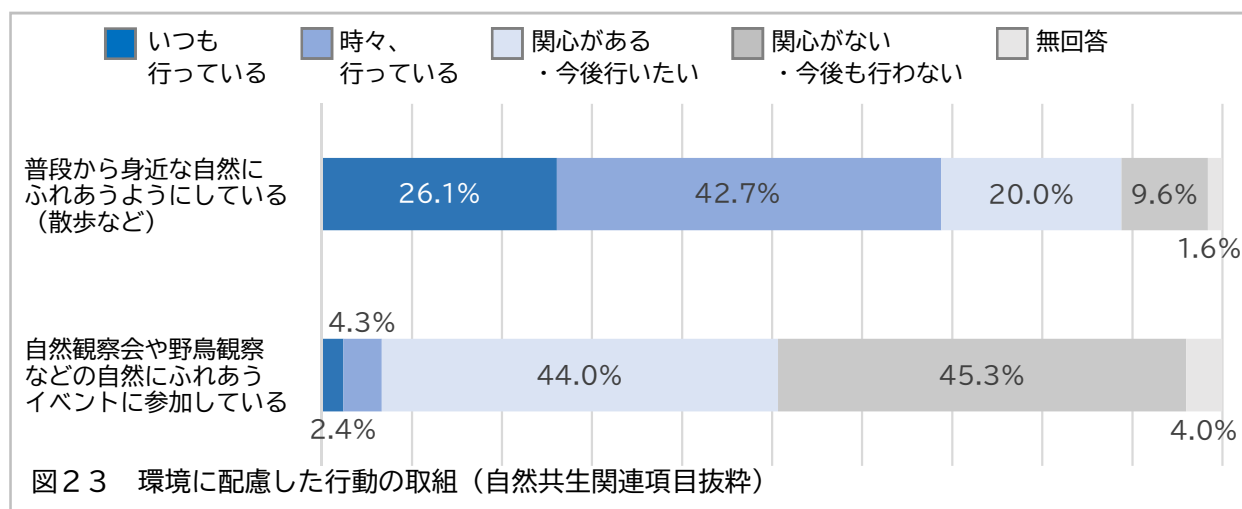


図23 環境に配慮した行動の取組（自然共生関連項目抜粋）

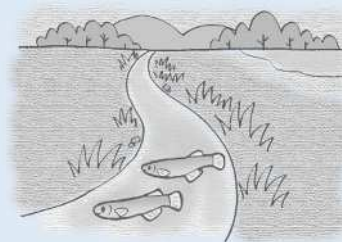
●行政の取組

- ・親水空間の整備・保全を進めます。
- ・河川水質などのモニタリングを継続します。
- ・市内に残るため池などの水辺環境の保全を進めます。
- ・湧水とその周辺環境を保全します。
- ・水辺環境の調査を進めます。
- ・ホタルの里づくりを継続します。



●市民の取組

- ・家庭から排出される排水について、~~排水量の削減と合併浄化槽による~~環境負荷の少ない排出に努めます。
- ・クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力します。
- ・身近な河川、ため池などの池、沼、谷津、水田の生物多様性に関心を持ち、その保全の取組に積極的に参加します。
- ・身近な水辺環境保全へ積極的に参加します。
- ・ホタルの里づくりや野外体験学習へ参加します。
- ・湧水とその周辺環境の保全に努めます。
- ・環境に優しい（生分解性の高い）洗剤を積極的に選びます。



●事業者の取組

- ・法令に基づく適正な排水水質を遵守します。
- ・クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力します。
- ・地域に適した水辺環境の保全に努めます。



基本施策Ⅲ－③

豊かなみどりや農地の保全

●行政の取組

- ・「東松山市みどりの基本計画」の推進に向けた庁内連携と協働の調整を行います。
- ・「東松山市農業振興基本計画」を推進します。
- ・土地開発の際は、適切な緑化の指導を行います。
- ・森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を抑制します。



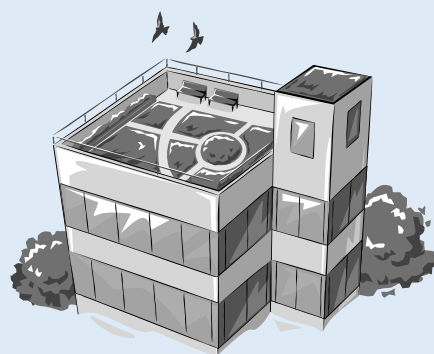
●市民の取組

- ・公園などを活用して、みどりに親しむ時間を増やします。
- ・緑地等のみどりの維持管理活動へ積極的に参加します。
- ・家庭菜園やビオトープ、生け垣設置などによる、親しみあるみどりを創出します。
- ・市民農園に参加し、農業への理解と食育の推進に努めます。
- ・市内に残る樹林の維持管理へ協力します。



●事業者の取組

- ・事業所内の緑地などのみどりの管理を適切に実施します。
- ・土地開発の際は、地域に適した植栽に努めます。
- ・森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控えます。

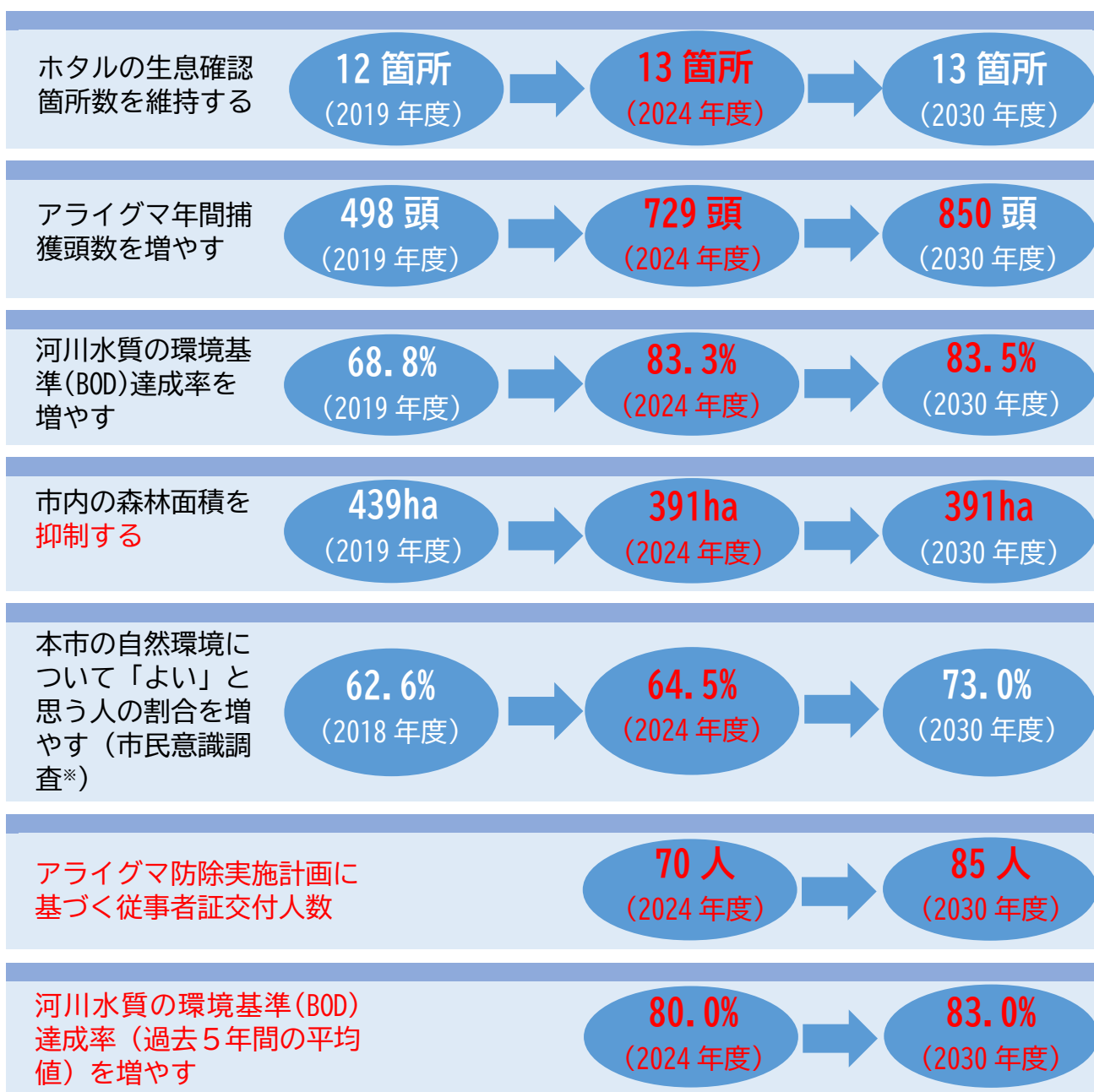


(5) 想定される市民プロジェクト

「環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち」を推進するにあたり、想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

- ホタルの里づくりプロジェクト
- ため池、清水・湧水に関するプロジェクト
- 外来生物、有害生物の調査・駆除に関するプロジェクト
- 自然豊かな川づくりプロジェクト
- 里山保全プロジェクト

(6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2024 年度となります。

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅳ－①

公害防止と適正指導

●行政の取組

- ・騒音・臭気・水質などの環境モニタリングを継続します。
- ・事業者への公害防止に関する指導を実施します。
- ・公害等に対して、迅速かつ適切に対応します。
- ・~~変圧器などに含まれる~~PCB含有絶縁油などの有害物質の適正管理と適正処分を行います。



●市民の取組

- ・近所迷惑となるような生活騒音、振動の発生防止に配慮します。
- ・家庭から排出される有害物質に関する知識・理解を深め、有害物質を含む製品の購入をできる限り控えるとともに、適正な廃棄を行います。
- ・公害に対するリスクコミュニケーションについての関心を深めます。



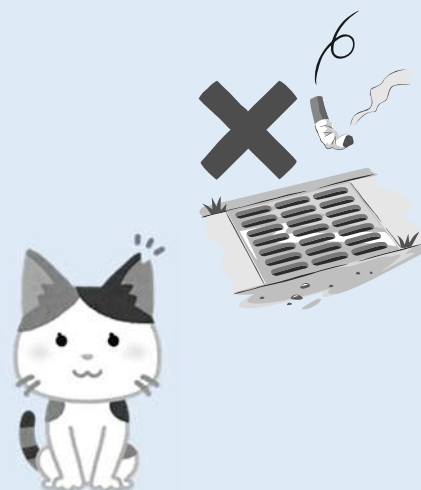
●事業者の取組

- ・法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制します。
- ・騒音・振動・悪臭などの関係法令を遵守します。
- ・地下水のくみ上げに留意します。
- ・~~変圧器などに含まれる~~PCB含有絶縁油の、法令に遵守した適正な処分を行います。
- ・適正な建築物の解体・改修により、アスベスト飛散を防止します。



●行政の取組

- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化を推進します。
- ・景観の保全に配慮した公共施設や公共用地の整備を進めます。
- ・環境美化重点区域の指定及び違反者（たばこのポイ捨て等）への指導を行います。
- ・ごみ集積所の清潔保持を啓発します。
- ・空家や空き地の土地等の所有者及び管理者に対して、適正管理を啓発指導します。
- ・東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づき、事業者へ適切な指導を行います。
- ・地域猫活動を支援します。



●市民の取組

- ・所有及び管理する家屋や土地の適切な維持管理に努めます。
- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化へ協力します。
- ・河川敷の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・ごみ集積所の清潔保持に努めます。
- ・屋敷林の保全に努めます。
- ・花いっぱい運動を通して、まちの美化活動に貢献します。
- ・地域猫活動に対する理解を深めます。



●事業者の取組

- ・建物の建築の際は、周辺の景観との調和に配慮します。
- ・河川敷の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・条例に基づき、事業所内へ植栽を設置します。
- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化へ協力します。
- ・周辺環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控えます。
- ・地域猫活動に対する理解を深め、支援します。



(5) 想定される市民プロジェクト

「環境目標Ⅳ 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち」を推進するにあたり、想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

- 暮らしやすいまち推進プロジェクト
- 美しい街並み推進プロジェクト
- 動物愛護プロジェクト

(6) 成果指標

環境に関する苦情
件数を減らす

321 件
(2019 年度)



336 件
(2024 年度)



220 件
(2030 年度)

環境に配慮した生
活を心がけている
人を増やす（市民
意識調査※）

87.4%
(2018 年度)



85.5%
(2024 年度)



87.5%
(2030 年度)

街並みの美しさを
評価する割合を増
やす（市民意識調
査※）

17.1%
(2018 年度)



19.4%
(2024 年度)



27.0%
(2030 年度)

空き地に関する苦情件数

128 件
(2024 年度)



100 件
(2030 年度)

管理不全空家等の改善件数（累計）

0 件
(2024 年度)



5 件
(2030 年度)

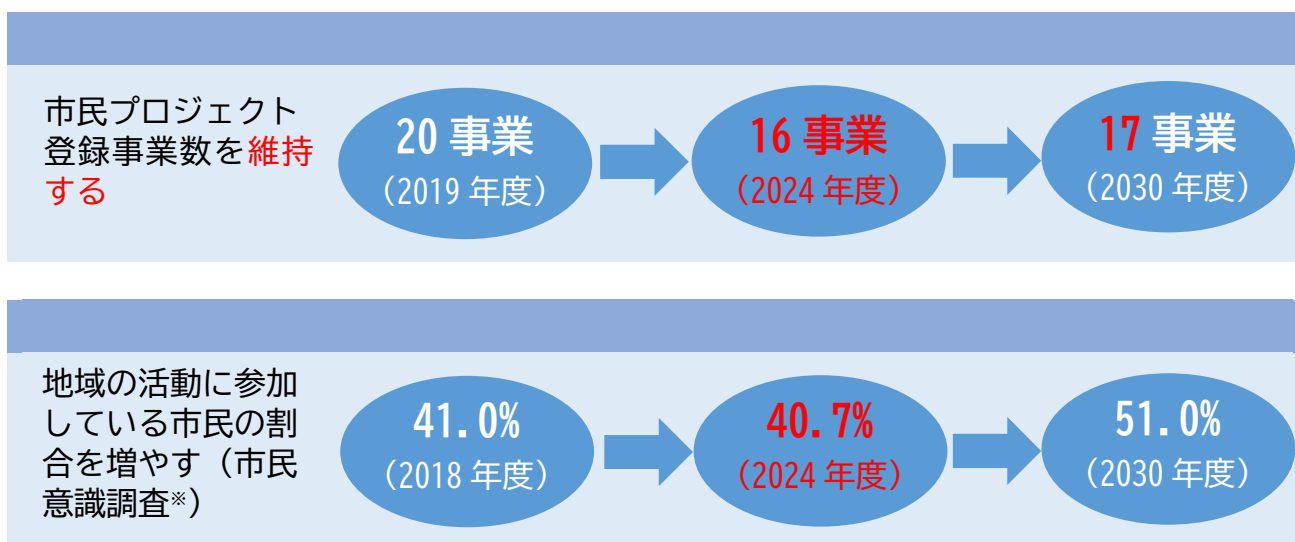
※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2024 年度となります。

(5) 想定される市民プロジェクト

「環境目標Ⅴ 市民・地域のチカラが発揮される協働のまち」を推進するにあたり、想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

- わがまち情報発信プロジェクト
- 環境学習プロジェクト
- 協働推進プロジェクト
 - ・新たな協働を創出する活動
 - 行政×市民団体、行政×事業者、市民団体×事業者

(6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2024年度となります。